

『適切な実施に必要な指針を公表 「特定空家等」 対策—国交省』

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（26年法律第127号）の全面施行を受けて、国土交通省は同法第14条第14項に基づき「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」を定め、公表した。「特定空家等」については、市町村長が所有者等に対して講じることのできる措置が規定されているが、公権力の行使を伴う行為が含まれるため、適用する際は透明性と適正性の確保が求められる。指針は、市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等や、「特定空家等に対する措置」に係る手続きについて参考となる考え方を示すもので、第1章「空家等に対する対応」、第2章「『特定空家等に対する措置』を講ずるに際して参考となる事項」、第3章「特定空家等に対する措置」一で構成。また〔別紙〕で空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を示す。〔別紙1〕は「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」、〔同2〕は「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」、〔同3〕は「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」、〔同4〕は「その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」について説明している。

『商店街として全国初 免税店一括カウンターオープン』

経済産業省（および観光庁・中国運輸局）はこのほど、商店街として全国で初めて、岡山県岡山市の商店街が免税手続き一括借カウンターをオープンしたことを発表した。本年4月1日から、地方における免税点の更なる拡大に向け、免税手続き一括カウンターを運営する第三者にまとめて免税手続きを委託できる「**手続委託型輸出品販売場制度**」が創設された。同省は、今回の事例をモデルケースとして、多くの商店街に本制度を活用した商店街ぐるみの免税店化を進めていけるよう取り組んでいく。

今回の当該商店街の概要は以下の通り。（1）商店街：岡山市表町商店街・ロマンチック通り商店街（2）開始日：平成27年5月28日（木）（3）免税手続き一括カウンター設置場所：岡山天満屋5階ギフトサロン、地下1階ギフトサロン（4）開始時免税店数：表町商店街・ロマンチック通り商店街の加盟店20店舗（両商店街における免税店数は一般型免税店10店舗と合わせて30店舗に拡大）。免税店になるには、納税地の所轄税務署に申請書を出して審査を受けることで、免税店の許可が得られる。税務署へは申請する免税店のタイプ（一般型もしくは手続委託型のいずれか）を選び、輸出品販売場許可申請書（2通）を提出することになる。

